

中泊町農業委員会会議録

令和3年2月10日

中泊町農業委員会

令和 2 年 度 中 泊 町 農 業 委 員 会 2 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 1 0 日（水） 1 3 時 3 0 分～

2. 開催場所 小会議室 1

3. 出席委員（ 人）

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	1 番	澤田 健吾	2 番	大川 勝仁
			4 番	葛西 誠
	5 番	青山 邦栄	6 番	藤田 次男
	7 番	小野 美恵子	8 番	瓜田 益子
	9 番	坂本 朝彦	1 0 番	成田 誠
	1 1 番	外崎 満幸	1 2 番	神 良一

4. 欠席委員（ 人）

委 員	3 番	工藤 輝雄	1 3 番	木村 巧
委 員	1 4 番	松田 耕司		

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 【報告】

報告第 2 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項による通知書について

第 4 【議案】

議案第 3 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 3 号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 4 号 令和 3 年度農作業料金等標準額の決定について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局 (課長)	ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。 本日の出席委員数は12名です。従って定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2、議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 それでは、議事録署名委員は、1番澤田委員、2番大川委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員古川次長と外崎主事を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告第23号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第23号
事務局 (外崎)	3ページをお開きください。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。 今月の賃貸借の合意解約は、1件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第23号については、以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告第23号について、何かご意見等ございませんか。 (意見なし)

議 長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第 3 2 号

議 長

議案第 3 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

7 ページをお開き下さい。議案第 3 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 3 条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和 3 年 2 月 1 0 日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第 3 2 号について、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

2 番大川です。それでは報告いたします。
去る 2 月 1 日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第 3 条申請は所有権移転が 2 件、使用貸借権の設定が 2 件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

委員からの報告にもありましたが、今月の農地法第 3 条の許可申請は、受付番号 3 5 番から 3 8 番の 4 件ございました。内訳は、売買が 2 件、使用貸借権の設定が 2 件です。それでは順番にご説明いたします。

8 ページをお開きください。受付番号 3 5 番は、田茂木字若宮地内 2 5 筆の田畑 74, 799 平方メートルの親子間の使用貸借権の設定です。譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜の栽培を行うとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
1 0 ページをご覧ください。受付番号 3 6 番は、宮川字種取地内ほか 2 4 筆の田 63, 292 平方メートルの親子間の使用貸借権の設定です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培を行うとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
1 2 ページをお開き下さい。受付番号 3 7 番は、薄市字花持地内 1 筆の田 1, 543 平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培を行うとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
次ページをご覧ください。受付番号 3 8 番は、尾別字小谷地内 2 筆の田 3, 589 平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培を行うとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

以上、受付番号35番から38番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第33号

議 長 議案第33号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(古川) 16ページをご覧ください。議案第33号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページご覧ください。令和3年2月8日付け中農政第321号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

19ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が9件です。内訳は公益社団法人青森農林業支援センターから認定農業者への売渡が9件となっています。

受付番号43番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、尾別字胡桃谷の農地1筆、地目は田、面積は6,790㎡です。売買価格は130万円です。対価の支払い期限は令和3年2月18日を予定しております。

受付番号44番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、尾別字胡桃谷の農地1筆、地目は田、面積は3,884㎡です。売買価格は70万円です。対価の支払い期限は令和3年2月18日を予定しております。

受付番号45番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、八幡字盛山の農地1筆、八幡字日向の農地1筆、地目は田、面積は全部で7,967㎡です。売買価格は318万6千円です。対価の支払い期限は令和3年2月25日を予定しております。

受付番号46番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、薄市字花持の農地2筆、地目は田、面積は全部で3,244㎡です。売買価格は60万円です。対価の支払い期限は令和3年2月18日を予定しております。

受付番号47番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,904㎡です。売買価格は65万円です。対価の支払い期限は令和3年2月18日を予定しております。

受付番号48番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地6筆、地目は田、面積は全部で6,420㎡です。売買価格は128万4千円です。対価の支払い期限は令和3年2月25日を予定しております。

受付番号49番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、豊岡字緑川の農地1筆、地目は田、面積は1,740㎡です。売買価格は69万6千円です。対価の支払い期限は令和3年2月18日を予定しております。

受付番号50番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地2筆、地目は田、面積は全部で5,694㎡です。売買価格は140万円です。対価の支払い期限は令和3年2月25日を予定しております。

受付番号51番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,032㎡です。売買価格は85万3千円です。対価の支払い期限は令和3年2月18日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

事務局
(外崎)

続きまして、42ページをお開き下さい。今月の賃貸借権の設定は新規7件、再設定が4件で面積は再設定、新規合わせて182,985平方メートルです。それでは順番にご説明いたします。

受付番号106番は再設定で、設定する農地は大沢内地内の9筆の「田」13,385平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は大沢内字二タ見の2筆が10アール当たり15,000円、その他の筆が35,000円となっております。支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号107番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の3筆の「田」4,835平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号108番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」1,256平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号109番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」2,893平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は全部で米12俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号110番は再設定で、設定する農地は宮川地内ほか3筆の「田」13,223平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号111番も再設定で、設定する農地は宮川地内ほか4筆の「田」22,211平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号112番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか16筆の「田」30,978平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格が6筆と米1.5俵の価格が10筆、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号113番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内ほか38筆の「田」79,605平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり宮川・薄市地内が米1.5俵の価格、それ以外が米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号114番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」8,798平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号115番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」2,901平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号116番は再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2,900平方メートルです。期間は7年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

賃貸借権の設定については、以上です。

次に53ページをお開き下さい。こちらは、農地中間管理事業による利用権設定です。それではご説明いたします。

受付番号20-212番から214番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-215番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内の4筆の「田」8,773平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-216番から218番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-219番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内の2筆の「田」5,246平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-220番から221番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-222番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の3筆の「田」6,388平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-223番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-224番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の5筆の「田」20,668平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-225番から226番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-227番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内の6筆の「田」8,492平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第34号

議長

議案第34号「令和3年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

98ページをご覧ください。議案第34号「令和3年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。令和3年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、令和3年農作業労賃等標準額を設定することについて、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、本会の議決を求めるものであります。

今回の設定につきましては、1月の定例総会時に委員の皆様と協議した結果、昨年度の単価と同様でよいということでありました(青森県最低賃金を考慮の上)ので、そのようにご提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

議長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

その他、委員から何かご意見ありませんか。

(質疑、意見なし)

無いようですので、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月10日

農 業 委 員 会
会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
